

# 静岡県からのお知らせ

～建設工事等の入札参加資格をお持ちの事業者のみなさまへ～  
障害のある方を積極的に雇用する事業所を優遇します。

平成25年5月29日  
静岡県経済産業部雇用推進課

近年、障害のある方をめぐる雇用情勢が厳しい中で、県は、障害のある方の雇用の促進を図ることを目的に、県が行う入札等において、障害のある方の雇用に積極的に取り組む事業所を優遇する制度を導入しています。

下の要件を満たして優遇を希望する場合には、障害者雇用企業の登録申請をしてください。

申請書及び記載要領は、静岡県ホームページの「申請書類等のダウンロードサービス」から入手できます (<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougai1/yuguseido.html>)。

## 1 優遇制度の内容、対象事業所

区分	業種等	優遇内容	対象事業所
入札参加資格	建設工事	平成 25・26年度の建設工事入札参加資格において、総合点数への加点を行なう。*1	次の要件を全て満たしていること。 ① 平成25・26年度の建設工事入札参加資格を申請済み又は、申請予定であること。 ② 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。 ③ 県内の事業所における障害のある方の雇用率が <u>20%以上</u> *3であること又は静岡県障害者就労応援団*4として登録されていること。
入札方式等	建設工事	総合評価方式（価格だけでなく企業の技術提案等の内容を総合的に考慮して落札者を決定する方法）において、障害者を雇用*2していることを評価項目とする。	次の要件を全て満たしていること。 ① 入札参加資格を有すること。 ② 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有すること。 ③ 県内の事業所における障害のある方の雇用率が <u>20%以上</u> *3であること又は静岡県障害者就労応援団*4として登録されていること。
	建設工事、建設関連業務委託	障害者を雇用*2している場合、指名競争入札における指名業者選定において、配慮すべき事業者として勘案する。	

※1 平成24年12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登載されている建設業者に対し加点する。

※2 障害者の雇用状況は、「障害者雇用企業登録者名簿」で確認します。

※3 端数切上げ→従業員50人未満の場合は1人以上の雇用が必要です。

※4 別紙案内チラシを御参照ください。応援団に登録いただきますと、今後は、入札参加資格を有し、応援団に登録されていることをもって、本申請手続きを経ることなく、入札優遇を受けることができるようになります。

## 2 申請受付期間

平成25年6月3日（月）から7月11日（木）まで（土・日は除く）

## 3 お問い合わせ先

静岡県経済産業部雇用推進課 電話 054-221-2811